

枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する各種ニーズ調査のまとめ

1. 目的

本調査は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 4 項や第 5 項、附則第 4 条、さらに「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」に基づき、枚方市子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育・地域子育て支援に係る需要量の把握や供給量などの検討に際し、基礎資料とすることを目的とします。

2. 調査の対象・方法等

調査名称	対象	調査件数	根拠	調査期間	実施方法	項目数	調査票の様式
①「枚方市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」(就学前児童調査)	就学前児童 (0～5 歳)	歳児ごとに 500 (計 3,000)	国・府様式 あり	平成 25 年 10 月 7 日～ 10 月 18 日 (予定)	郵送により被調査世帯に調査票を配布	85 項目	資料 5 - 1 のとおり
②「枚方市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」(小学生調査)	小学校児童 (1～3 年生) 小学校児童 (4～6 年生)	学年ごとに 400 (計 1,200) 学年ごとに 300 (計 900)	府様式あり	平成 25 年 10 月 7 日～ 10 月 18 日 (予定)	就園奨励費補助事業の申請時にあわせて被調査世帯に調査票を配布	72 項目	資料 6 - 1 のとおり
③「幼稚園児保護者の就労状況等に関するアンケート」	幼稚園児 (3～5 歳)	計 6,740	国様式あり	平成 25 年 6 月 7 日～ 7 月 19 日		10 項目	資料 7 のとおり
④「高校生の子育てに関する意識調査」	各校各学年 1 クラス	計約 1,000	市独自	平成 25 年 9 月 (予定)	対象となるクラスに学校を通じて配布	12 項目	資料 8 のとおり

3. 調査票における項目の考え方

国・府からの調査表の様式を踏まえ、下表の府の考え方（府統一調査票設定の考え方）を基本に、枚方市新子ども育成計画（後期計画）の策定時に実施した二一調査と同程度の項目数を目安として、以下の考え方により設定します。

- ア) 全国統一で実施する項目については実施します。（国必須及び国標準の一部）
- イ) 府設定の項目については、必須ではないが可能な限り実施します。
- ウ) 府内ブロック圏域会議において、意見調整を行い国標準及び府設定の項目において、削除可能と確認したものについては、除きます。
- エ) 調査の継続性の観点から、枚方市新子ども育成計画（後期計画）策定時の設問については基本的には実施します。
- オ) 上記以外の項目で今後の施策に生かす項目については、市独自項目として実施します。

府統一調査票設定の考え方

国標準 (必須項目)	国が潜在二一の把握のための項目として指定している設問であり、特段の理由がない限り、府内全市町村統一の様式で実施すべき必須の設問。
国標準	国が潜在二一の背景や詳細な分析等に必要項目として示している設問であり、必須ではないが、できるだけ追加することが望ましい設問。
府設定	府域全体や市町村の住民二一を的確に把握し、計画に反映させるために府が設定した設問であり、必須ではないが、できるだけ追加することが望ましい設問。

●参考 子ども・子育て支援法＜抜粋＞

- 第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 附則
- 第4条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。
- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）＜抜粋＞
- 第三 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握
- (二) 現在の利用状況及び利用希望の把握
- 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。